

青森県報

第二千四百八十七号

平成十七年
六月八日
(水曜日)

目次

告 示

公印の調製	（総務学事課）	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（健康福祉課）	二
右 同	（同）	二
右 同	（同）	二
生活保護法による介護機関の指定	（同）	三
右 同	（同）	三
右 同	（同）	三
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	（保健衛生課）	四
結核予防法による医療機関の指定	（同）	五
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	（障害福祉課）	五
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	（同）	五
道路の区域の決定	（道路課）	五
道路の区域の変更	（同）	六
洪水予報を行う河川の指定	（河川砂防課）	六
都市計画事業の認可	（都市計画課）	六
建設業者の許可の取消し	（五所川原 県土整備 事務所）	七
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任	（東地方農林 水産事務所）	七

告 示

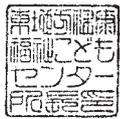
土地改良区の役員の住所変更	（同）	八
右 同	（同）	八
土地改良区の役員の就任及び退任	（中農林南 同）	九
土地改良事業の工事の完了	（農林水 務所）	一〇
	（農林水 務所）	一〇
	（農林水 務所）	一〇

青森県告示第四百九十一号

平成十七年四月一日次の公印を調製したので、青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）第十一条の規定により告示する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

公印の名称	印影
東地方健康福祉こどもセンター所長印	
中農林南地方健康福祉こどもセンター所長印	
三戸地方健康福祉こどもセンター所長印	

西北地方健康福祉こどもセンター所長印



上北地方健康福祉こどもセンター所長印



下北地方健康福祉こどもセンター所長印



青森県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃止年月日
特別養護老人ホーム 静和園	北津軽郡中里町大字中里 字宝森六	介護老人福祉施設	平成 一七・三・三
蟹田町老人保健施設 たんぼぼ	東津軽郡蟹田町大字蟹田 字下蟹田四二の一	介護老人保健施設	"

青森県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務 の所在地	居宅介護 事業の種 類	名 称	所 在 地	廃止年月日
社会福祉法人 中里町社会福 祉協議会	北津軽郡中里 町大字中里字 宝森一の二	訪問介護	社会福祉法人 中里町社会福 祉協議会	北津軽郡中里 町大字中里字 宝森一の二	平成 一七・三・三
社会福祉法人 十和田湖町社 会福祉協議会	十和田市大字 奥瀬字中平六 一の八	"	社会福祉法人 十和田湖町社 会福祉協議会	十和田市大字 奥瀬字中平六 一の八	"
社会福祉法人 中里町社会福 祉協議会	北津軽郡中里 町大字中里字 宝森一の二	訪問入浴 介護	社会福祉法人 中里町社会福 祉協議会	北津軽郡中里 町大字中里字 宝森一の二	"
社会福祉法人 十和田湖町社 会福祉協議会	十和田市大字 奥瀬字中平六 一の八	"	社会福祉法人 十和田湖町社 会福祉協議会	十和田市大字 奥瀬字中平六 一の八	"
株式会社コサ 力技研	八戸市大字長 苗代字上碓田 五六の二	福祉用具 貸与	株式会社コサ 力技研	八戸市大字長 苗代字上碓田 五六の二	"
社会福祉法人 十和田湖町社 会福祉協議会	十和田市大字 奥瀬字中平六 一の八	"	社会福祉法人 十和田湖町社 会福祉協議会	十和田市大字 奥瀬字中平六 一の八	"
蟹田町	東津軽郡蟹田 町大字蟹田四 二の四	訪問看護	蟹田町訪問看 護ステーション	東津軽郡蟹田 町大字蟹田四 二の四	平成 一七・三・三
市浦村	北津軽郡市浦 村大字相内字 相内三九の九	通所介護	市浦村高齢者 生活福祉セン ター	北津軽郡市浦 村大字相内字 相内三二の一	平成 一七・三・三
蟹田町	東津軽郡蟹田 町大字蟹田四 四の四	通所介護 シビヨンテー ラ	蟹田町老人保 健施設たんぼ ぼ	東津軽郡蟹田 町大字蟹田四 四の四	平成 一七・三・三

青森県告示第四百九十四号

社会福祉法人 鶴住会	有限会社 沢・サポート 三	株式会社 工業社 サン	外ヶ浜町	中泊町	外ヶ浜町	社会福祉法人 中泊町社会福 祉協議会	特定非営利活 動法人黒石福 祉サービス	社会福祉法人 和幸園	社会福祉法人 鶴田社会福 祉協議会	外ヶ浜町
北津軽郡板柳 大字野中 二〇二の二	三沢市中央 一丁目七の九	青森市安方二 丁目七の三六 ロイヤル三階 ビル	東津軽郡外ヶ 浜町蟹田高 銅屋四の二	北津軽郡中泊 大字中里字 一亀山四三 四の四	東津軽郡外ヶ 浜町蟹田高 銅屋四の二	北津軽郡中泊 大字中里字 宝森一の二	黒石市大字追 子野木三丁目 二一五の一	青森市大字矢 田字下野尻四 八の三	北津軽郡鶴田 大字鶴田三 沖津一三三 田保九三三 健福三三三 遊社三三三	東津軽郡外ヶ 浜町蟹田高 銅屋四の二
"	"	痴呆対応 型共同生 活介護	短期入所 療養介護 所	短期入所 生活介護 所	通所リハ ビリテー ション	"	"	通所介護	"	"
グループホ ム住	グループホ ム赤とんぼ	グループホ ムサンライ フ善知鳥	外ヶ浜町健 施設 たんぼぼ	中泊町特別 養護老人ホ ム静和園	外ヶ浜町健 施設 たんぼぼ	社会福祉法 人協議会通 所	デイサービ スおこのき	デイサービ スセンター 和幸	鶴田社会福 祉協議会訪 問ステーション	外ヶ浜町訪 問ステーション
北津軽郡板柳 大字野中 二〇二の二	三沢市大字 三山八五 一〇	青森市古館 一丁目一三 の二	東津軽郡外ヶ 浜町蟹田 四二の一	北津軽郡中泊 大字中里字 宝森一の二	東津軽郡外ヶ 浜町蟹田 四二の一	北津軽郡中泊 大字小泊字 朝間二五	黒石市大字追 子野木三丁目 二一五の一	青森市南佃 一丁目二七	北津軽郡鶴田 大字鶴田三 沖津一三三 田保九三三 健福三三三 遊社三三三	東津軽郡外ヶ 浜町蟹田 四三の二
一七 四一	一七 五三	一七 五二	"	"	一七 三六	"	"	一七 四一	一七 五一	一七 三六

青森県告示第四百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者		指 年 月 日 定
	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の所在地	
東洋シルバーク ビス株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	弘前市大字駅前二丁目八の三	平成 一七 ・ 五 ・ 一
特定非営利活動 法人黒石福祉サ ービス	黒石市大字追子野木三丁目二一五の一	黒石市大字追子野木三丁目二一五の一	一七 ・ 四 ・ 一
社会福祉法人中 泊町社会福祉協 議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	"
特定非営利活動 法人在宅生活	上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一六の二	居宅支援事業者 在宅生活 上北郡六ヶ所村大字尾鮫字家ノ前一の七九雇用促進住宅一の二〇五	一七 ・ 五 ・ 一

青森県告示第四百九十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	中央薬品(株)中央調剤薬局市民病院前支店 ゆりのき薬局	所 在 地	青森市勝田一丁目一七の一六 青森市新町二丁目六の二九 二階	指 定 年 月 日	平成一七・五・五 一七・五・三
-----	--------------------------------	-------	----------------------------------	-----------	--------------------

青森県告示第四百九十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	皮フ科クリニック小原 中央薬品(株)中央調剤薬局市民病院前支店 ゆりのき薬局	所 在 地	弘前市大字駅前町八の二大町タウンビル四F 青森市勝田一丁目一七の一六 青森市新町二丁目八の四三 一階	指 定 年 月 日	平成一七・五・一 一七・五・三 "
-----	--	-------	--	-----------	-------------------------

青森県告示第五百号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	名 称	所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	八戸市根城八丁目八の一五	居宅介護等事業	居宅介護等事業	清風荘ホームヘルパーステム	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二二三	平成一七・六・一
社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九三	知的障害者居宅支援の種類	知的障害者居宅支援の種類	八戸市社会福祉協議会身体障害者居宅介護等事業所	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の二	"

青森県告示第五百一十号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	知的障害者居宅支援事業を行う事業所	名 称	所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九三	居宅介護等事業	居宅介護等事業	知的障害者サービス花塾	北津軽郡鶴田町大字境字宮内一の一	平成一七・六・一	

青森県告示第五百一十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年七月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 百石下田線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
上北郡百石町字牛込平五五の一から上北郡百石町字獺野二六の六まで	一八・〇〇メートルから五九・〇〇メートルまで	八七五・〇〇メートル	

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百三三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年七月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区域	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	青森環状野内線	青森市大字細越字栄山一七から青森市大字細越字栄山一八六まで 青森市大字細越字繁一九一の一から青森市大字荒川字品川二七六まで	前 後 後	七・四〇メートルから七・〇〇メートルまで 七・三・四〇メートルから七・〇〇メートルまで 三・〇・二〇メートルから三・二・二〇メートルまで	一、七九三・五〇メートル 一、七九三・五〇メートル 一、六八〇・一〇メートル	

青森県告示第五百四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条の二第一項の規定による洪水予報を行う河川を次のとおり指定する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

馬淵川水系

名称	区 間
上流端	下流端

馬淵川中流	左岸 三戸郡三戸町大字梅内 字築田川原一五二番地 一地主梅泉橋上流端 三戸郡三戸町大字泉山 字久手五二番地 梅泉橋上流端	右岸 八戸市大字榑引字下河 原二番地五地主榑引橋 下流端 八戸市大字八幡字下陣 屋四六番地一地主榑引 橋下流端
-------	--	---

青森県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、三戸都市計画下水道事業を平成十七年六月一日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名前
三戸町
- 二 都市計画事業の種類
三戸都市計画下水道事業（三戸町公共下水道）
- 三 事業施行期間
平成十七年六月八日から平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分
青森県三戸郡三戸町大字川守田冷水地内
- 2 使用の部分

青森県三戸郡三戸町大字川守田冷水、字下比良、字元木平、字沖中、字中屋敷、字東張渡、字横道、字寺ノ沢、字白坂ノ上、字行人沢、字正浄寺、字関根、字関根川原、字落合、字久慈町裏及び字橋ノ下並びに大字久慈町、大字川守田町、大字六日町、大字二日町、大字在府小路町、大字八日町、大字馬喰町及び大字同心町並びに大字同心町字熊ノ林、字古間木平及び字諏訪内並びに大字梅内字雷平地内

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社新富建設
- 二 代表者の氏名 敦賀 富美子
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六一二〇号

- 五 取消年月日 平成十七年五月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年五月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年六月八日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	坂本 祐一	東津軽郡蓬田村大字長科字川瀬二九の一	平成 二七・四・二就任
"	森 清秀	の二 " 大字阿弥陀川字汐千一六	"
"	若佐 秀雄	" " 大字中沢字池田一	"
"	青木 繁一	一 " " 大字阿弥陀川字汐千八の	"
"	坂本 重彦	" " 大字中沢字浪返三六の一	"
"	高田 精千雄	" " 大字郷沢字浜田二三	"
"	大宮 正志	八 " " 一四〇の	"
"	吉崎 治八	" " 大字蓬田字汐越一三の五	"
"	三上 永久男	" " " 七二	"

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、平
館村土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項
の規定により公告する。

土地改良区の役員住所変更

森 弘美	小松 国光	坂本 昭栄	八戸 年美	佐藤 信彦	高田 栄	坂本 祐一	森 清秀	高田 重義	坂本 重彦	松本 栄徳	高田精千雄	若佐 秀雄	三上永久男	吉崎 治八	森 弘美	青木 繁一	小松 国光	八戸 年美	大宮 正志	吉田 清敏	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字阿弥陀川字汐千七七	〃	大字長科字川瀬三五の四	大字阿弥陀川字汐千四九	大字長科字浦田二六の二	大字郷沢字浜田一四	大字長科字川瀬二九の一	大字阿弥陀川字汐千一六	大字郷沢字浜田一三八の	大字中沢字浪返三六の一	大字長科字鶴喰二三	大字郷沢字浜田二三	大字中沢字池田一	大字蓬田字汐越七二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

二七・四〇退任

平成十七年六月八日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

役員 の 区別	氏 名	住 所	住所 変更 の 日
理事	木村 章	旧住所 東津軽郡平館村大字野田字鳴川二七 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川二七	平成二七 年 三 月 二 六 日
〃	田村 力	旧住所 東津軽郡平館村大字石崎字石崎沢一〇 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢一〇の	〃
〃	藤田 文夫	旧住所 東津軽郡平館村大字野田字山下八九の 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館野田山下八九	〃
〃	前田 清秀	旧住所 東津軽郡平館村大字野田字鳴川一三〇 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川一三	〃
〃	福井 敏行	旧住所 東津軽郡平館村大字平館字門の沢八八 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館門の沢八八	〃
〃	若佐 勉	旧住所 東津軽郡平館村大字根岸字湯の沢二二 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢二	〃
〃	米谷 弘文	旧住所 東津軽郡平館村大字平館字後田四二 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館後田四二	〃
〃	木村 梅吉	旧住所 東津軽郡平館村大字野田字山下一〇二 新住所 東津軽郡平館村大字野田字山下一〇二	〃

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、浪岡川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

土地改良区の役員住所変更

藤田 進	前田 淳	監事 小鹿 三左工門	鷲尾 三三夫	高坂 英男	米谷 茂樹	木村 克義	新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館野田山下一〇
新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館野田山下八九の三	旧住所 東津軽郡平館村大字野田字山下八九の三	新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵釜六九の一	旧住所 東津軽郡平館村大字野田字鳴川二三一	新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館後田五〇	旧住所 東津軽郡平館村大字根岸字山居八二	新住所 東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川七四の一	旧住所 東津軽郡平館村大字野田字鳴川七四の一
"	"	"	"	"	"	"	"

平成十七年六月八日

東地方農林水産事務局長 原 口 健 二

役員名	住所	住所変更の日
鎌田 清治	新住所 南津軽郡浪岡町大字本郷字松元九八	"
林 久利	旧住所 南津軽郡浪岡町大字本郷字平岡九	"
長谷川 一壽	新住所 青森市浪岡大字北中野字中坪一八七の一	"
山内 哲彌	旧住所 南津軽郡浪岡町大字北中野字中坪一八	"
太田 一	新住所 青森市浪岡大字五本松字岡本二一の一	"
野呂 正幸	旧住所 南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田三九の一	"
山内 登	新住所 青森市浪岡大字下十川字村元六三の一	"
理事 木村 清明	旧住所 南津軽郡浪岡町大字吉野田字平野二九の二	平成十七年六月一日

監事	長谷川茂一	能登谷弘七	對馬 俊秋	唐牛 俊雄	成田 繁春	出町 勝彦	佐藤 文志	花田 直次	西塚 義美	青森市浪岡大字本郷字松元九八
旧住所 の二	旧住所 の二	旧住所 の二	旧住所 の二	旧住所 の二	旧住所 の二	旧住所 の二	旧住所 の二	旧住所 の二	旧住所 の二	旧住所 の二
南津軽郡浪岡町大字北中野字上嶋田三	南津軽郡常盤村大字久井名館字早稲田三二七の一 南津軽郡藤崎町大字久井名館字早稲田三二七の一	南津軽郡常盤村大字福館字稲村五七の一 南津軽郡藤崎町大字福館字稲村五七の一	南津軽郡浪岡町大字下石川字岡田一三六の二 青森市浪岡大字下石川字岡田一三六の二	南津軽郡浪岡町大字下石川字岡田一三六の二 青森市浪岡大字下石川字岡田一三六の二	南津軽郡浪岡町大字郷山前字上野五六の二 青森市浪岡大字郷山前字上野五六の二	南津軽郡浪岡町大字樽沢字村元五一三 青森市浪岡大字樽沢字村元五一三	南津軽郡浪岡町大字銀字杉田八〇の一 青森市浪岡大字銀字杉田八〇の一	南津軽郡浪岡町大字下十川字村元三六 青森市浪岡大字下十川字村元三六	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字西増田二二三 青森市浪岡大字女鹿沢字西増田二二三	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字西増田二二三 青森市浪岡大字女鹿沢字西増田二二三
一七・四一	〃	一七・三六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃
三浦 新一	工藤 清長	新住所 青森市浪岡大字北中野字上嶋田三の一	新住所 青森市浪岡大字北中野字上嶋田三の一
旧住所 南津軽郡常盤村大字富柳字福岡三三二 南津軽郡藤崎町大字富柳字福岡三三二	旧住所 南津軽郡浪岡町大字吉野田字平野二の一 青森市浪岡大字吉野田字平野二の一	〃	〃
一七・三六	〃	〃	〃

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青女子壇土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年六月八日

中南地方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	大川 久	弘前市大字大川字平岡九六の三	平成 一七・四・七就任
監事	館山 金一	大字青女子字桜苅三六七	〃
理事	佐藤 長右工門	大字大川字平岡八六	一七・二・六退任
監事	下山 松男	大字青女子字桂川四四の一	一七・一・三退任

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年六月八日

十六年災農業用施設災害復旧事業 六一〇一	〃 六一八	〃 六一六	〃 六一五	〃 六一四	〃 六一三	〃 六一二	十六年災農地災害復旧事業 六一一	土地改良事業の名称
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	名川町	事業を行う者
一七・四・一八	〃	一七・四・一	一七・四・一八	一七・四・一五	〃	〃	平成七・四・一八	工事完了年月日

三戸地方農林水産事務所長 柿崎 裕

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭